

大口町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大口町総合計画策定委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 大口町総合計画の策定に関し、調査・検討並びに計画案の調整・修正及び決定を行うため、大口町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、町長が指名する職員をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が指名したものは会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、副町長をもって充て、副委員長には、総務部長をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(作成委員の指名)

第6条 委員長は、具体的な計画及び実施要領を作成するため、作成委員を指名することができる。

(各部課等の協力)

第7条 委員会の目的達成のために各部課及び局室は、積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成元年3月31日 大口町訓令第9号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月1日 大口町訓令第19号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行し、改正後の大口町総合計画策定委員会設置要綱の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月31日 大口町訓令第18号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日 大口町訓令第6号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月22日 大口町告示第89号)

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の大口町総合計画策定委員会設置要綱は平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日大口町訓令第16号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。